

まんのう町のこども園・保育所入園案内

まんのう町内には6つのこども園と1つの保育所があります。希望により施設を選べますが、定員を超えると希望施設に入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▼町内こども園・保育所一覧

施設名	設置	電話 (市外局番：0877)	定員				所在地
			0歳児	1,2歳児	2号	1号	
琴南こども園	公	85-2657	3	18	30	10	造田 1981
仲南こども園	公	77-2893	6	36	68	22	帆山 744-18
高篠こども園	公	73-3841			60	20	東高篠 413-1
四条こども園	公	75-0957			60	20	四条 689
満濃南こども園	公	79-3128	9	66	75	25	吉野 66
長炭こども園	公	79-2099	3	30	45	15	炭所西 777
社会福祉法人浄願福祉会 いろは保育園	私	73-2580	10	30	40		四条 561-2

※定員は変更する場合があります。児童の年齢は、該当年度の4月1日時点の年齢で判断します。

申 込 手 続 の 流 れ

【こども園短時間利用の場合】

保護者が、こども園または教育委員会学校教育課で支給認定申請書兼こども園等入園申込書（1号認定用）により申し込みをします。



こども園から説明会の案内が送付されます。町から保護者へ支給認定証と入園承諾書が交付されます。

【こども園長時間利用・保育所の場合】

保護者が、こども園、保育所または教育委員会学校教育課で支給認定申請書兼こども園等入園申込書（2号・3号認定用）により申し込みをします。



保護者の希望、定員などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえて、町が利用調整します。



こども園または保育所から説明会の案内が送付されます。町から保護者へ支給認定証と入園承諾書が交付されます。

（お知らせ）

まんのう町教育委員会学校教育課では、子どもたちの健やかな成長をサポートするため、健康増進課及び早期支援教育センターと下記のような連携をとらせていただきますことをご了承ください。

健診結果・保育所・こども園・子育て支援センターでの様子などの情報共有
健診未受診者への受診勧奨

○1号認定、2号認定、3号認定とは

お子様がこども園や保育所に入園する際に必要になる認定区分です。利用を希望する施設や年齢によって区分されています。

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
利用施設	こども園（短時間利用） 幼稚園	こども園（長時間利用） 保育所	こども園（長時間利用） 保育所

○入園できる年齢

こども園	保育所
高篠こども園、四条こども園	高篠、四条以外のこども園
3歳児（入園する年度の4月1日時点で満3歳になっている児童）から	生後6ヶ月を経過した日の翌月から 生後2ヶ月から

○入園できる児童

こども園短時間利用（1号認定）	こども園長時間利用、保育所（2、3号認定）
町内に住所を有する3歳児（入園する年度の4月1日時点で満3歳になっている児童）から	町内に住所を有し入園できる年齢以上になっている児童で、両親が就労しているなど保育の必要な理由がある児童（保育の必要な理由の例：就労、出産、疾病、介護、就学、求職など）

○入園期間

こども園長時間利用、保育所（2、3号認定）の場合は、入園期間が定められています。

保育の必要な事由	開始可能日	終了日
働いている場合	希望する月	年度末
職場復帰する場合	復帰する月の2ヶ月前	年度末
出産の場合	妊娠後の希望する月	分娩日の8週間後の月の末日
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	入園期間が終了する日の翌日	年度末
疾病の場合	証明書の記載内容による	証明書の記載内容による
家族の看護・介護をしている場合	診断書等の記載内容による	診断書等の記載内容による
就学の場合	在学期間の開始月	在学期間の終了日の月の末日
求職中の場合	求職活動を開始する月	3ヶ月後の月の末日
その他	理由による	理由による

※保育の必要な事由に変更があった場合は、入園期間も変更します。

○休園日

こども園短時間利用 （1号認定）	こども園長時間利用 （2、3号認定）	保育所【いろは保育園】 （2、3号認定）
土曜日、日曜日及び国民の祝日 春休み（3/25～4/5） 夏休み（7/21～8/31） 冬休み（12/25～1/7） その他、教育委員会が必要と認める日	日曜日及び国民の祝日 年末年始（12/29～1/3） その他、教育委員会が必要と認める日	日曜日及び国民の祝日 年末年始（12/30～1/4） その他、園長が必要と認める日

○利用時間

	こども園 短時間利用 (1号)	こども園長時間利用(2、3号)		保育所【いろは保育園】(2、3号)	
		保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定
月～金曜日	8:30～14:00	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	7:30～18:30
月～金曜日 (延長保育)	実施無し	実施無し	実施無し	実施無し	7:00～19:00
土曜日	実施無し	8:30～12:00※必要に応じて実施		8:30～17:30	
土曜日 (延長保育)	実施無し	実施無し		7:30～17:30	

※こども園長時間利用について、満1歳に満たない児童は、保育標準時間認定であっても8:30～16:30の保育時間です。

※入園後1ヶ月程度は上記の時間よりも短い時間で保育をする、ならし保育があります。

※土曜保育を利用する場合は、別途各施設への申込が必要です。ただし、入園して1ヶ月は利用できません。また、満1歳に満たない児童は利用できません。

※延長保育には別途利用料が必要です。延長保育を利用する場合は園長の許可が必要です。ただし、入園して1ヶ月は利用できません。また、満1歳に満たない児童は利用できません。

まんのう町内のこども園・保育所所在地



○保育料・給食費

0～2歳児クラスのお子さんの保育料は下表のとおりです。(給食費はかかりません)

3～5歳児クラスのお子さんは、保育料は無料ですが、給食費が必要です。給食費は、利用することも園・保育所で決められた副食費(おかずやおやつ代)と主食費の合計金額となります。

下表の給食費はこども園の金額です。保育所の給食費については、施設にお問い合わせください。

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			0～2歳児 (3号認定)	3～5歳児			
階層	定義		保育料	保育料	主食費	副食費	
						(1号認定)	(2号認定)
A	生活保護法による被保護世帯		0(0)	0(0)	全ての お子さん 500	0(0)	0(0)
B1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親 世帯等	0(0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	0(0)			0(0)	0(0)
B2	均等割額のみ (所得割課税額 のない世帯)	ひとり親 世帯等	9,000 (0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	10,000 (5,000)			0(0)	0(0)
C1	50,500円未満	ひとり親 世帯等	9,000 (0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	13,000 (6,500)			0(0)	0(0)
C2	50,500円以上 57,700円未満	ひとり親 世帯等	9,000 (0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	20,000 (10,000)			0(0)	0(0)
C3	57,700円以上 70,900円未満	ひとり親 世帯等	9,000 (0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	20,000 (10,000)			0(0)	4,000 (4,000)
C4	70,900円以上 77,101円未満	ひとり親 世帯等	9,000 (0)			0(0)	0(0)
		ひとり親 世帯等以外	26,000 (13,000)			0(0)	4,000 (4,000)
C5	77,101円以上 85,500円未満		26,000 (13,000)			3,500 (3,500)	4,000 (4,000)
C6	85,500円以上 100,500円未満		29,600 (14,800)			3,500 (3,500)	4,000 (4,000)
C7	100,500円以上 173,900円未満		37,000 (18,500)			3,500 (3,500)	4,000 (4,000)
C8	173,900円以上		40,000 (20,000)	3,500 (3,500)	4,000 (4,000)		

※ () 内は第2子の金額です。第3子以降の保育料及び給食費(副食費)は0円です。(主食費はかかります。)

【備考】

- 「第2子」とは現に扶養又は監護している児童のうち、出生順で2番目の児童のことをいい、「第3子以降」とは現に扶養又は監護している児童のうち、出生順で3番目以降の児童のことをいいます。
- 表の「ひとり親世帯等」とは、次の(1)～(3)に掲げる世帯のことをいいます。
 - (1)「母(父)子世帯」保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものである世帯
 - (2)「在宅障害児(者)を有する世帯」次に掲げる児童(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度について別紙「療育手帳制度要綱」に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者
 - (3)「その他の世帯」保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 保育料・給食費を計算する際の税額には、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。これらの控除のある方の税額は「控除がなかった場合の税額」となります。

- 4 保育料・給食費は、入園児の扶養義務者（原則として両親）の市町村民税の所得割額、世帯員・同居家族の均等割課税状況で算定しますが、両親の前年分の収入の合計額が103万に満たない場合、家計の主催者（世帯員・同居家族の中で最多収入の者等）と認められる者の市町村民税額で算定します。
- 5 算定に当たっての子ども年齢は、該当年度の初日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用します。※保育料・給食費の他に雑費（保護者会費、PTA 会費、絵本代など）が必要です。

○申込に必要な書類（※申込書以外の書類は、兄弟児がいる場合は1世帯につき1枚ずつの提出で構いません。）

該当事由		必要書類等	必要書類の例	注意事項	
入園を希望する前年度の1月2日以降にまんのう町に転入された場合（A）		保育料・給食費を算定する書類	所得課税証明書（コピー可）	父母両方の書類が必要	
父母ともに前年度又は当年度市町村民税が非課税の場合（B）		保育料・給食費を算定する書類	前年分確定申告書控（写）等、前年分の収入が分かるもの	父母両方の書類が必要	
こども園短時間利用（1号認定）を希望する場合		認定申請書兼申込書	子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼こども園等入園申込書（1号認定用）☆	申込児1人につき1枚必要	
こども園長時間利用、保育所（2・3号認定）を希望する場合	2、3号認定を希望する全員	認定申請書兼申込書	子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼こども園・保育所等入園申込書（2号・3号認定用）☆	申込児1人につき1枚必要	
		保育の必要性の証明書	働いている場合（職場復帰する場合を含む） ※月64時間以上	就労証明書☆ ※自営業等の場合は添付書類が必要	父母両方の書類が必要
			出産の場合		
			疾病の場合	保育必要事由申告書☆ ※保育必要事由に <u>応じて添付書類が必要</u>	
			家族の看護・介護をしている場合		
			学生等の場合		
			求職中の場合	保育必要事由申告書☆ 又は就職活動状況報告書☆	
その他（育休中の継続利用の場合など）	民生児童委員の証明書☆等、第三者がその理由を証明する書類				
保育標準時間を希望する場合	保育短時間で児童の送迎ができない世帯である証明	（同一世帯又は同居の祖父母がいる場合） 保育標準時間認定証明書☆	同一世帯又は同居の祖父母全員の書類が必要		

【備考】

- 1 A、B 両方に該当する場合は、両方の書類が必要です。
- 2 所得課税証明書とは、1月1日にお住まいの市町村より発行される書類です。6月の住民税が確定した後に、再度、最新の所得課税証明書の提出が必要な場合があります。
- 3 ☆印は規定の様式があります。書類は教育委員会学校教育課、各こども園、保育所、まんのう町 HP にあります。

○入園の利用調整指数

入園の申込が受入可能な数を超えた場合、次の指数に基づいて利用調整を行います。

▼入園利用調整基準表

1. 基本指数

保護者（原則父母、父母のいない世帯の場合はその他の児童の扶養義務者）の状況						指数	
類 型	細 目						
(1)	就 労	家庭外 労 働 (外勤・ 家庭外 の自営)	1	月 20 日以上	8 時間以上の就労を常態	10	
					6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	9	
					4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	8	
			2	月 16 日以上	8 時間以上の就労を常態	8	
					6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7	
					4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	6	
			3	そ の 他	上記以外で、保育が必要であると認められる場合	3	
			家庭内 労 働 (農業・ 家庭内 の自営)	4	月 20 日以上	8 時間以上の就労を常態	9
						6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	8
		4 時間以上 6 時間未満の就労を常態				7	
		5		月 16 日以上	8 時間以上の就労を常態	7	
					6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	6	
					4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	5	
		6	そ の 他	上記以外で、保育が必要であると認められる場合	3		
		家庭内 労 働 (内職等)	7	月 20 日以上	8 時間以上の就労を常態	7	
					6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	6	
					4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	5	
			8	月 16 日以上	8 時間以上の就労を常態	5	
6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	4						
4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	3						
9	そ の 他	上記以外で、保育が必要であると認められる場合	2				
(2)	出 産	出 産	1	分娩日の8週間後の月の末日まで	10		
(3)	疾 病 負 傷 等	疾 病 負 傷	1	入 院		10	
			2	自 宅 療 養	常時病臥（医師が概ね1ヶ月以上常時病臥を要すると診断した場合）	10	
					精神性疾患・感染症又は特殊疾病	10	
					常時安静（医師が概ね1ヶ月以上常時安静を要すると診断した場合）	7	
			3	通 院	週 5 日以上の通院	7	
					週 4 日以上の通院	5	
					週 3 日以上の通院	3	
			4	そ の 他	上記以外で、保育が必要であると認められる場合	2	
			心 身 障 害	5	身体障害者手帳 1・2 級該当者又は療育手帳A以上該当者	10	
					身体障害者手帳 3・4 級該当者又は療育手帳B以上該当者	7	

				身体障害者手帳 5・6 級該当者又は療育手帳C以上該当者	4	
(4)	同居 看護 介護	居宅外	1	週 5 日以上の付き添い看護（介護）	9	
			2	週 4 日以上の付き添い看護（介護）	7	
			3	週 3 日以上の付き添い看護（介護）	5	
			4	上記以外で、特に保育が必要であると認められる場合	2	
		居宅内	5	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳A以上、介護保険要介護 4 以上又はこれらに相当する方の常時介護を必要とする場合	9	
			6	身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳B以上、介護保険要介護 2 又は 3 に相当する方の常時介護を必要とする場合	7	
			7	上記以外で、特に保育が必要であると認められる場合	2	
(5)	災害	災 害	1	火災等による家屋の損傷、その他災害の復旧に当たっている場合	10	
(6)	その他	不存在	1	死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合	10	
		求職中	2	就労先を探すため又は起業の準備のため外出を常態とする場合	2	
		就 学	3	月 20 日以上	8 時間以上の就学を常態	8
					6 時間以上 8 時間未満の就学を常態	7
					4 時間以上 6 時間未満の就学を常態	6
			4	月 16 日以上	8 時間以上の就学を常態	6
					6 時間以上 8 時間未満の就学を常態	5
					4 時間以上 6 時間未満の就学を常態	4
		5	そ の 他	上記以外で、保育が必要であると認められる場合	2	
		継 続 利 用	6	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	2	
		社会的 養 護	7	虐待やDVのおそれがある場合	10	
その他	8	前各号以外で、明らかに保育が必要であると認められる場合	3			

【備考】

- 1 基本指数は、本表による指数に次表による調整指数を加減したものとする。
- 2 保護者が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。
- 3 就労時間は、昼間事業所等において、就労時間として定められた時間とし、休憩時間を含めるものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。
- 4 同居とは、同一建物内に居住するものをいう。ただし、マンション・アパート等の集合住宅において、戸を分けて居住する場合を除く。
- 5 就学とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は同法第 82 条の 2 に規定する専修学校又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 に規定する国、都道府県または市町村が設置する職業能力開発施設もしくはこれに準ずる技能習得施設に通学又は通所していることをいう。

2. 調整指数

項目	細目		指数
就労状況	ア	配偶者又は児童の祖父・祖母が経営している事業所に勤務している場合	△1
	イ	申込時に就労が内定している場合（求職要件での申込者に適用）	3
	ウ	単身赴任（国外）	3
	エ	単身赴任（国内）	2
	オ	利用児童以外の子の育児休業取得により退所し、復職時に申込をする場合	1
世帯の状況	ア	同居の祖父母が就労していない場合（祖父母に障がい・疾病がある場合を除く）	△2
	イ	町内で別居している祖父母が就労していない場合（祖父母に障がい・疾病がある場合を除く）	△1
	ウ	ひとり親世帯	14
	エ	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合（※前項目と重複適用なし）	3
	オ	家庭裁判所で離婚の調停をしている場合	4
	カ	申請児童のきょうだい児が在所（園）する保育所（園）へ入所を希望している場合	1
	キ	利用児童以外の子の育児休業取得により退所し、復職時に申込をする場合で、利用児童以外の子が申込をする場合	1
	ク	児童に障害（療育手帳A以上又は身体障害者手帳第1種1級・2級程度のもの）がある場合	2
生計中心者の状況	ア	倒産、失業のための求職中の場合	8
	イ	疾病等により就労不可の場合	4
その他	ア	町が行う一斉入所（園）申込受付日までに入所の申込をしている場合	1
	イ	町長が特に保育が必要な状態にあると認める場合	※

【備考】

- 1 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。
- 2 ひとり親とは、現に配偶者（内縁関係を含む。）のいない保護者のうち次の(1)から(4)までに該当する者をいう。
 - (1) 配偶者と離婚又は死別した者
 - (2) 配偶者が1年以上拘禁又は生死不明の者
 - (3) 配偶者から1年以上遺棄されている者
 - (4) 婚姻によらないで母となった者

3. 選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準
1 保育の必要な事由の優先順位（①～⑩の順）	① (5)災害
	② (6)その他（社会的養護（細目7）に該当する場合に限る。）
	③ (6)その他（不存在（細目1）に該当する場合に限る。）
	④ (3)疾病等
	⑤ (1)就労の家庭外労働（細目1・2に該当する場合に限る。）
	⑥ (1)就労の家庭内労働（細目4・5・7・8に該当する場合に限る。）
	⑦ (4)同居看護介護
	⑧ (2)出産
	⑨ (6)その他（就学（細目3・4）に該当する場合に限る。）
	⑩ 上記以外のもの
2	過去3ヶ月以上保育料の滞納がないこと。
3	当該施設の希望順位が高いもの。
4	養育している小学生以下の子どもが多い世帯。
5	経済的状況（合計所得割金額の低い世帯を優先する。）
6	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育が必要であると認められる者

【備考】選考指数が同数のときは、順位が決まるまで、上記の基準を番号順に当てはめて選考する。

Q1. 町民税の所得割の額は何を見れば分かりますか？【こども園、保育所共通】

特別徴収（給与からの天引き）の方は、6月頃にお勤めの会社などから、市町村民税特別徴収税額通知書が配付されています。普通徴収（個人で納付）の方は、まんのう町役場から、6月に納税通知書が発送されています。その中に「町民税所得割額」が記載されていますので、ご確認ください。ただし、保育料を計算する際の税額には、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。これらの控除のある方の税額は「控除がなかった場合の税額」となります。

※働いていない方や収入が無かった方も、必ず税の申告をしてください。

Q2. 入園した初日から保育時間の最後まで預かってもらえますか？【こども園、保育所共通】

入園後1ヶ月程度は通常の保育時間よりも短い時間で保育をする、ならし保育があります。

Q3. 入園申込は電話でもできますか？【こども園、保育所共通】

電話での入園申込は受け付けておりません。各こども園・保育所又は、教育委員会学校教育課での申込手続きが必要です。

Q4. 申込をしてから、家族構成や就労状況が変わったけど、どうしたらいいですか？【こども園、保育所共通】

申込書記載事項から現状が変わった場合は、速やかに教育委員会学校教育課へ報告してください。保育料や保育期間が変更になる場合があります。

Q5. 引越して住所が変わったけど何か手続きは必要ですか？【こども園、保育所共通】

教育委員会学校教育課にご連絡ください。併せて、こども園・保育所にも変更をお知らせください。なお、町外に転出される場合は、その日からこども園・保育所の利用ができなくなります。

Q6. 入園する前の説明会はいつありますか？【こども園、保育所共通】

直接こども園・保育所にお問い合わせください。

Q7. 保育料や給食費は年度の途中でも変わることがありますか？【こども園、保育所共通】

9月以降は算定の基準になる住民税の年度が前年度から当年度に変わるため、変更する場合があります。また、保育料・給食費は月の初日の状況を見るため、途中で離婚した・結婚した・家族が身障手帳を取得した・喪失した等の理由で、変更する場合があります。

Q8. 年度の途中で満3歳になります。その時点で保育料は変わりますか？【こども園、保育所共通】

変わりません。2歳のお子様当初3号認定で入園された場合、満3歳になった時に、認定区分は2号認定に変更になりますが、保育料は、当年度の4月1日の年齢でみるため、2歳児の保育料となり、保育料に変更はありません。

Q9. 年度の途中で満3歳になります。その時点でこども園短時間利用に変更できますか？【こども園のみ】

できません。町立こども園に入園する際の年齢は、当年度の4月1日の年齢でみます。

Q10. 急に仕事が決まりました。すぐに長時間利用（2号認定）に変われますか？【こども園のみ】

1ヶ月前には変更の申請をお願い致します。ただし、長期休業のある月に変更する場合は、2ヶ月前には変更の申請をお願い致します。（7月から2号に変えたい場合は、5月中に申請してください。）また、月の途中から変更することはできません。

Q11. 子育て支援センターってどんなところですか？

まんのう町では仲南こども園内と、かりん健康センター内に子育て支援センターがあります。ご自宅で子育てをしている保護者と就学前の子どもを対象に、子育て情報の提供、講習会などを行っています。さ

らに、育児の悩みや不安などの相談活動も行っています。詳細は仲南こども園またはまんのう町社会福祉協議会にお問い合わせください。

Q12. 1号認定だけど、急用で1日だけ14時以降も子どもを預かってほしい日がある場合はどうしたらいいですか？【こども園1号認定児のみ】

預かり保育の利用ができます。（詳細は次のとおり）

Q13. 預かり保育って何ですか？【こども園1号認定児のみ】

預かり保育とは、1日単位で教育時間終了後から18時まで、園内で引き続き園児を預かる事業のことです。詳細は次の表のとおりです。

利用条件	こども園の1号認定児で、冠婚葬祭・疾病等の急用で家庭での保育ができないこと。	
実施日	月曜日～金曜日	
実施時間	開園日	教育時間終了後から18時まで
	長期休業日	8時30分から18時まで
休業日	こども園の休園日、夏休み中のお盆期間、年末・年始、年度末・年度始め、園の行事によりやむを得ない日	
利用料金等	日額 0円 長期休業中や早帰り等、給食の無い日に給食（おやつ）を利用する場合、給食1食230円、おやつ代1食20円を別途徴収いたします。なお、申請の時期によっては給食が準備できない場合がありますのであらかじめご了承ください。給食が準備できない場合は、お弁当を持参していただきます。	
注意事項	継続的に利用する場合は、2号認定に変更してください。	

Q14. 1号認定だけど、夏休みも利用したい場合はどうすればいいですか？【こども園1号認定児のみ】

長期休業中も1日単位で預かり保育を利用できます。継続的に利用する場合は2号認定（長時間利用）に変更してください。変更の申請は2ヶ月前までに行ってください。（7月から2号に変えたい場合は、5月中に申請してください。）また、変更は月の初日からになります。（月途中で変更することはできません。）9月から14時までの利用に戻る場合は、再度、1号認定（短時間利用）に変更する申請を行ってください。

Q15. 1号認定だけど、仕事の都合で、8時30分より前に登園したいのですが…？【こども園1号認定のみ】

規則上は8時30分から14時までの利用ですが、各園にご相談ください。

Q16. 保育短時間や保育標準時間ってどうやって決まるのですか？【こども園2・3号認定、保育所】

8時30分～16時30分の利用で児童の送迎が可能な世帯に属する場合は保育短時間認定、不可能な場合は保育標準時間認定となります。原則、下の表のようになり、保育標準時間を希望する場合は、それぞれ状況を証明する書類の提出が必要になります。

家庭の状況	保育時間
8時30分以前～16時30分以降就労している（父母及び同一世帯・同居の祖父母の全員について）	保育標準時間
父母は8時30分以前～16時30分以降就労しており、同一世帯・同居の祖父母は高齢若しくは疾病などにより児童を保育できない	保育標準時間
出産の場合	保育標準時間（ただし、分娩予定日の2か月前以前は保育短時間）
求職中、育児休業中、父母又は祖父母の内いずれかが9時～16時の間の就労の場合	保育短時間
その他	理由による

Q17. 保育短時間や保育標準時間って途中で変更できますか？【こども園 2・3号認定、保育所】

できます。保育時間変更申請書（書類の様式は各こども園、保育所、教育委員会学校教育課にあります。）に必要な証明書類を添付して、変更を希望する月の 1週間前までに申請してください。併せて、こども園・保育所にご連絡ください。

Q18. 保育短時間と保育標準時間で保育料は違うのでしょうか？【こども園 2・3号認定、保育所】

保育料は同じです。

Q19. 保育の必要性の証明書は源泉徴収票の写しを提出すればよいですか？【こども園 2・3号認定、保育所】

就労時間等が分からないので源泉徴収票の写しではなく就労証明書が必要です。

Q20. 支給認定証の有効期間と入園承諾書の利用期間が違うのはなぜですか…？【こども園、保育所共通】

支給認定証の有効期間とこども園・保育所の利用期間は別のものです。こども園・保育所の利用期間は最長で年度末までです。支給認定証の有効期間が小学校就学前までになっている場合でも、毎年、入園の申込手續をしていただくことになります。また、3歳未満で入園したお子様の支給認定証の有効期間は満3歳になる日の2日前までとなっておりますが、満3歳になる月に新たな支給認定証を交付いたします。

Q21. 入園申込を提出すれば、必ず入園できますか？【こども園 2・3号認定、保育所】

入園承諾書が届いてはじめて入園が確定します。入園承諾書は入園日の約1ヶ月前にご自宅に郵送します。それまでは入園できるかどうかは確定しません。

Q22. 年度途中からの入園の申込はどうすればいいですか？【こども園、保育所共通】

年度途中からの入園の場合も、町内一斉入園受付で受け付けます。それ以降は、各施設・教育委員会学校教育課で随時受付をしています。入園を希望する月の 前々月の15日までに申込に来てください。例えば、7月1日からの入園希望であれば申込みの締め切りは5月15日までになります。

Q23. 月の途中からの利用はできますか？（15日から利用したい等）【こども園、保育所共通】

できます。ただし、行事等で受け入れの準備ができない場合もありますのでご理解ください。また、保育料は月額で徴収しますので、月の途中から利用された場合も月額の満額を請求させていただきます。

Q24. 今、施設に空きはありますか？【こども園、保育所共通】

香川県の公式HP「子育てかがわ情報サイト Colorful」で受入可能状況を見ることができます。ただし、定員に空きがある場合も、その他の入園希望者との利用調整もあり、すぐに希望どおり入園できるとは限りません。

Q25. こども園や保育所の見学はできますか？【こども園、保育所共通】

町内のどの施設も見学可能です。行事等で対応が難しい日もありますので、事前に見学を希望する施設に連絡を取ってから見学していただけるようお願いします。

Q26. 町外に住んでいるけど、まんのう町のこども園・保育所に入園できますか？【こども園、保育所共通】

まんのう町の施設の入園を申込むにあたっては、お子様がまんのう町に住んでいることが条件となります。例えば、7月1日入園希望で申し込まれるのであれば、6月中にまんのう町に転入してください。期限までに異動を確認できない場合は、入園できません。

Q27. まんのう町に転入する予定がないけど、入園できますか？【こども園、保育所共通】

できません。ただし、里帰り出産等広域利用での対応が可能な場合もあります。詳しくは、お住まいの市町村の保育所・こども園・幼稚園担当課にお問い合わせください。

この他何かご質問等ありましたら、教育委員会 学校教育課
(TEL：0877-89-7100)までご連絡ください。